

令和4年度 指定校変更の制限について

1 主旨

区教育委員会では「地域とともに子どもを育てる教育」を推進する観点から、小・中学校において、各学校の通学区域を定め、就学すべき学校を指定している。一方、法令により相当の理由があると認められる場合は、指定校以外の学校への変更の申請ができることとされており、区では申請の理由が相当と認められ、かつ受け入れる学校においても支障がない場合には、指定校の変更を許可している。

しかしながら、通学区域内の児童・生徒の著しい増加などにより、他からの受入れが困難であると見込まれる場合は、指定校変更を制限することにより対応している。

2 令和4年度の指定校変更の制限校(※新たな制限校及び制限の解除校はありません)

小学校(10校): 桜小・桜丘小・中丸小・松丘小・京西小・二子玉川小・
塚戸小・明正小・芦花小・山野小

中学校(2校): 烏山中・砧中

3 今後のスケジュール(予定)

7月15日 世田谷区のホームページに掲載

8月15日 区のおしらせに掲載

※ 就学時健康診断などの機会に、学校を通じて保護者向け案内チラシを配布、周知する。